

○長崎大学ICT基盤センター設置の端末利用細則

平成26年4月1日

ICT基盤センター細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、長崎大学ICT基盤センター利用規程（平成26年規程第27号。以下「利用規程」という。）第10条の規定に基づき、教育研究等の進展に資するため、長崎大学ICT基盤センター（以下「センター」という。）に設置された計算機システムの一部として、センターが部局に設置する端局（以下「端末」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 端末の管理のため、部局に管理者を置き、当該部局長をもって充てる。

(経費の負担)

第3条 端末の運用に必要な経費は、当該部局が負担しなければならない。

2 端末を損傷した場合の修理費は、原則として当該部局が負担しなければならない。

(端末責任者)

第4条 管理者は、次に掲げる職務に従事させるため端末責任者を置き、当該部局の職員をもって充てる。

(1) 端末に係るセンターとの連絡調整に関すること。

(2) 端末の運用に関すること。

(3) その他端末に関すること。

2 管理者は、前項の端末責任者を決定し、又は変更したときは、所定の様式により長崎大学ICT基盤センター長（以下「センター長」という。）に届け出なければならない。

(共同利用の原則)

第5条 管理者は、共同利用の原則に基づき、端末を運用しなければならない。

(利用状況等の報告)

第6条 管理者は、センター長の求めに応じ、端末の利用状況、運用の実態等を報告しなければならない。

(使用の停止)

第7条 利用者が利用規程に違反し、又はICT基盤センターの運営に支障をきたす状態で端末を使用した場合は、センター長は、端末の使用を停止することができる。

(補則)

第8条 この細則に定めるもののほか、端末の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 長崎大学情報メディア基盤センター設置の端末利用細則(平成16年情報メディア基盤センター細則第2号)は、廃止する。